

法令及び判例ニュース  
(N.º 8-09)

A.)- 法令: 外国人 – 不法居住者への特赦

1.- 不法居住の外国人に対する特赦

ルーラ大統領は、7月2日、ブラジルに不法居住する外国人(現在約5万から6万人と推定される)へ対し特赦を与える、法令(lei)第11.961号と細則令n.º 6.893(Decreto)にサイン公布した。

同細則令(Decreto)の主要内容は次の通り。

1.1.- 対象外国人

2009年2月1日までに入国した不法居住外国人(Art. 1º - III)

1.2.- 仮登録の申請期間( Art. 1º )

不法居住の外国人は2009年7月2日から起算し、180日以内に地域連邦警察へ出頭し、仮登録(Registro Provisório)申請書を提出する。

1.3.- 申請書(Requerimento)の他に必要な書類(art. 1º)、その他

- 1.- 外国人の身分証明書(CIE)の発行と登録料金の支払い  
納入書。金額は各々R\$ 31,05(CIE) と R\$ 64,58  
( Registro )
- 2.- ブラジル及び外国で、犯罪受刑又は刑事訴訟の被疑対象者で無い内容の声明書
- 3.- 2009年2月1日まで入国を立証する書類
- 4.- パスポート又は在ブラジル外国領事が発行する証明書
- 5.- 最近のカラー写真 2枚 3 X 4
- 6.- 外国人の名前と国籍はパスポート又は同等書類に記載されえた内容を有効とする
- 7.- 親子関係(filiação)は4項の書類に記載されていない場合は在ブラジル当該領事の証明書又は外国で発行した出生証明書(Certidão de nascimento)は領事査証を取り公証翻訳人による翻訳を要する。

1.4.- 外国人は地域連邦警察署へ申請書(Requerimento)と上記書類を提出する。

受理書(Protocolo)は身分証明書(CIE)の交付まで、合法居住の立証へ有効書類となる。(Art. 2º)

- 1.5.- 身分証明書(CIE)の有効期限は申請日(Registro Provisório)から2年間 (Art. 3º)
- 1.6.- 身分証明書の有効期限が切れる前 90 日間に地域連邦警察へ出頭し、仮居住権から永住権への変換申請をする。
- 1.7.- 永住権の取得申請に必要な書類は
  - 1.- 身分証明(CIE)又は申請受理書(Protocolo)
  - 2.- 家族を扶養できる資産又は所得の立証
  - 3.- 本人の声明書
    - a.- INSS への滞納金が無い
    - b.- 過去2年間の出入国の年月日、渡航先、説明と90日間をオーバーする不在期間が無かったことの立証
    - c.- ブラジル及び外国で犯罪受刑又は刑事訴訟の被疑対象者で無い
  - 4.- 無犯罪証明書(外国人が居住する州の保安局が発行する証明書)
  - 5.- 連邦租税の完納証明書(Certidão Negativa)
  - 6.- 身分証明書(CIE)発行料金の支払い書 (R\$ 31,05)
  - 7.- 最近のカラー写真 2枚 3 x 4
  - 8.- 永住権が交付された後、連邦警察は新身分証明を発行し、新身分証明書の有効期限は関連法規に従う。
- 1.8.- 外国人が提出した書類等に虚偽情報等がある場合、仮居住権 (Residência Provisória) 或いは永住権は無効となる。

本事実関係の調査は法務省の担当責任にあり、対審と弁護の原則は保証される。
- 1.9.- 仮居住権又は永住権の無効通告を受けた外国人は 60 日以内に再審査を申請できる。
- 1.10.- 国外追放者又は公益上から不当と見なされた外国人は本特赦の対象にはならない。
- 1.11.- 本法令に基ずく、仮居住権の申請は、他の法規に従う申請案件を自動的に解消し、添付される。
- 1.12.- 本法令の細則執行は法務大臣が担当する。

最後に、地域連邦警察への具体的な事務手続は手続代行人 (Despachante)へ依頼するのが時間と煩わしさを回避できる方式と考えられる。

